

「地域銀行の資本は誰のもの？」

多胡秀人
2017/5/4

平成 22 年から金融庁で金融機能強化法の審査会の仕事をしています。地域金融機関が公的資金を資本勘定に導入する際の審査です。公的資金イコール国民の税金であり非常に神経を使いますが、その公的資金のおかげで「不芳の中小企業・小規模企業にも資金が円滑に流れるようになった」、「地域における雇用が守れた」との事例を聞くとホッとします。

金融機関が公的資金を入れるというと「危ない銀行なのでは?」、つまり当該金融機関の健全性に問題があるのではとの先入観があるようですが、それはかつての話。

現行の金融機能強化法による公的資金は、地元経済社会にとってなくてはならない事業者向け融資（業況不振の場合には貸し手にはリスクがある）の貸倒れへの備え、厳しい状況に陥った事業者の企業再生のために発生する金融機関側の負担（与信費用という）等のために用意されているものです。すなわち地域経済社会の持続と再成長のために資本増強を要する金融機関に国民の税金を活用しようというものです。

与信費用の発生を恐れ、厳しい業況の事業者への貸出に躊躇し（日本型金融排除に他ならない）、企業再生を怠り、体面にこだわって公的資金の導入から逃げ回る地域金融機関よりも、地域経済社会のために公的資金で資本増強を行なう地域金融機関の方がはるかに「顧客本位」です。ある県では 2009 年に公的資金を導入した X 銀行(当時、県内 2 番手)が、公的資金を嫌って無理な公募増資を強行した Z 銀行(当時、県内トップバンク)よりも顧客支持を得ることとなり、いまや実質的に業績面でも抜き去るという現象が起っています。

「資本は誰のものか?」という問いに対し、「株主のもの」というのは教科書的な解答です。メガバンクの場合には教科書通りと割り切れます。信用金庫や信用組合の資本は出資者のものととらえてよいでしょうし、拡大解釈すれば出資者の集合体であるコミュニティのものと考えられます。出資者イコール地元顧客なので地元で完結するのです。

ところが上場している地域銀行の場合には複雑です。株式市場のマジョリティを占めると思われる短期志向の株主の求めるものと、収益性に乏しい過疎地や小規模事業者などへの地域銀行のコミットメント機能とが合致しないからです。

地域へのコミットメントは地域銀行の経営理念そのものであり、それを捨てれば地域銀行の資格放棄といっても過言ではありません。株主と地域コミットメントとをいかに折り合いをつけるかが地域銀行の経営で一番難しいところです。量的緩和以降（→マイナス金利）、収益環境が悪化する中で、株式市場からのプレッシャーを盾にして地域コミットメントを軽視する（経営理念に反する）銀行行動がまかり通っているのは情けないと言わざるを得ません。

このような中で、株式市場と経営理念に折り合いをつけるものが出てきました。ESG 投資の考え方です。現代社会が企業に求めるもの（環境 E、社会問題 S、企業統治 G など）に積極的に取り組まなければ、企業の持続と成長はないという哲学のもと、株式市場に中長期視点に入れようというものです。

ESG 投資の考え方と地域銀行の経営理念はともに短期的な収益を迫るものではありません。平成 28 年度の金融行政方針では、地域銀行が顧客本位の持続可能なビジネスモデルへと転換することで、地域経済社会との共通価値の創造を目指すことを求めています。地域にしっかりコミットし

て、地域事業者を再成長へと向かわせ、地域の良いもの（クールジャパンの宝庫）を発掘・育成し、地域とともに持続と成長を目指す地域銀行が増えることで、株式市場の中長期的な視点（ESG投資）を起点とした持続可能な日本経済（地方も含む）への道が拓かれるのではないのでしょうか。

口だけの顧客本位で自らの収益をあげることに明け暮れている自己中心の地域銀行の株式は、いずれ長期的な視点の投資家から相手にされなくなります。

「株式市場のプレッシャーがある以上、顧客本位のビジネスモデルと言われてもねえ、」

自己中心銀行の定番ともいえる言い訳はいずれ通用しなくなるでしょう。

（了）

-----無断転載はお断りします-----